

シナイ半島国際平和協力業務実施要領（司令部業務分野）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

エジプト・アラブ共和国、イスラエル国及びイタリア共和国内において、多国籍部隊・監視団（以下「MFO」という。）事務局長又はMFO司令官その他のMFO事務局長の権限を行使する者（以下「事務局長等」という。）が指図する地域

（2）期間

平成31年4月19日から令和7年11月30日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

（1）次に掲げる業務の実施に必要な調整（エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国の政府その他の関係機関とMFOとの間の連絡調整に係るものに限る。）に係る国際平和協力業務であって、MFO司令部連絡調整部において行われるもの

ア 武力紛争の停止の遵守状況の監視又は紛争当事者間で合意された軍隊の再配置若しくは撤退若しくは武装解除の履行の監視

イ 緩衝地帯その他の武力紛争の発生の防止のために設けられた地域における駐留及び巡回

ウ 輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給（武器の提供を行う補給を除く。）

（2）次に掲げる業務の実施に必要な企画及び調整に係る国際平和協力業務であって、MFO司令部後方支援部において行われるもの

ア 輸送、保管（備蓄を含む。）、通信、建設、機械器具の据付け、検査若しくは修理又は補給

イ 宿泊又は作業のための施設の維持管理

3 国際平和協力業務の実施の方法

（1）実施計画及び実施要領の範囲内において、事務局長等による指図の内容に従い業務を行う。

(2) 隊員は、事務局長等の定めるところにより、事務局長等と緊密に連絡を取る。

(3) 派遣後、おおむね1年を経過した後、隊員の交替を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する自衛官

(1) MFOの要請する階級を有する者であること。

(2) 国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。

(3) 国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。

(4) エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。

(5) その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

(1) 派遣先国の関係当局との関係に関する事項

(2) 派遣先国の住民との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第4号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

(1) 隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

(2) 隊員は、次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意若しくは国際連携平和安全活動についての受入れ国及び紛争当事者の同意又は我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国

及び紛争当事者の同意が存在しなくなつたと認められる場合

ウ 国際連携平和安全活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなつたと認められる場合

(3) 業務の中断の報告

(4) 業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

(1) 隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、本部長の指示を受ける暇及び事務局長等と連絡を取る暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

(2) 隊員は、必要に応じて、他のMFO要員、連絡調整要員、在エジプト日本国大使館、在イスラエル日本国大使館及び在イタリア日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

8 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

(1) 実施計画又は実施要領の変更を必要とする事務局長等の指図があつた場合の措置

隊員は、当該指図の内容その他必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告するとともに、事務局長等に連絡する。

(3) 武器の携行、保管及び使用

ア 武器の携行、保管

武器は保安上適当と認める場所に厳重に保管する。必要と認める場合は、事務局長等の指図の範囲内において武器を携行することができる。

イ 武器の使用

国際平和協力法第25条に定めるところによる。

(4) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(5) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(6) 連絡調整要員との連携

隊員は、連絡調整要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。

(7) シナイ半島国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。

シナイ半島国際平和協力業務実施要領（連絡調整分野）（概要）

1 国際平和協力業務が行われるべき地域及び期間

（1）地域

2に掲げる業務を実施するために必要なエジプト・アラブ共和国、イスラエル国及びイタリア共和国内の地域

（2）期間

平成31年4月19日から令和7年11月30日までの間

2 国際平和協力業務の種類及び内容

エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国の政府その他の関係機関と司令部要員との間の連絡調整に係る国際平和協力業務

3 国際平和協力業務の実施の方法

隊員は、実施計画及び実施要領の範囲内において、当該業務を行う。

4 国際平和協力業務に従事すべき者に関する事項

以下に掲げる要件を満足する者

- （1）国際平和協力業務を遂行するために必要な体力及び精神力を有する者であること。
- （2）国際平和協力業務を遂行するために必要な語学力を有する者であること。
- （3）エジプト・アラブ共和国及びイスラエル国に関して政治的な利害関係を有していない者であること。
- （4）その他国際平和協力業務を遂行するために必要な技術、能力等を有する者であること。

5 派遣先国の関係当局及び住民との関係に関する事項

- （1）派遣先国の住民との関係に関する事項
- （2）派遣先国の関係当局との関係に関する事項

6 中断に関する事項（国際平和協力法第6条第13項第4号に掲げる場合において国際平和協力業務に従事する者が行うべき国際平和協力業務の中断に関する事項）

（1）隊員は、国際平和協力本部長から、国際平和協力業務を中断するよう指示された場合、当該業務を中断する。

（2）次に掲げる場合には、その状況等を本部長に報告し、指示を受ける。

ア 武力紛争が発生したと判断すべき事態が生じた場合

イ 武力紛争の停止及びこれを維持するとの紛争当事者間の合意、国際連携平和安全活動についての受入れ国及び紛争当事者の同意並びに我が国の国際平和協力業務の実施についての受入れ国及び紛争当事者の同意が存在しなくなったと認められる場合

ウ 国際連携平和安全活動がいずれの紛争当事者にも偏ることなく実施されなくなったと認められる場合

（3）業務の中断の報告

（4）業務を中断すべき状況が解消したと判断した場合の報告及び指示

7 危険を回避するための国際平和協力業務の一時休止その他の隊員の安全を確保するための措置に関する事項

（1）隊員は、状況が隊員の生命又は身体に危害を及ぼす可能性があり、安全の確保のため必要であると判断され、本部長の指示を受ける暇がないときは、国際平和協力業務を一時休止する。

（2）隊員は、必要に応じて、司令部要員、在エジプト日本国大使館、在イスラエル日本国大使館及び在イタリア日本国大使館と連絡を取る等積極的に安全に係る情報の収集に努めるとともに、常に安全の確保に留意する。

8 その他本部長が国際平和協力業務の実施のために必要と認める事項

（1）実施計画又は実施要領の変更を必要とする場合の措置

隊員は、必要な事項につき、可能な限り速やかに本部長に報告し、その指示を受ける。

(2) 業務を遂行できない場合の措置

病気、事故等の場合、本部長に報告する。

(3) 調査、効果の測定等についての報告

隊員は、業務に関する調査並びに効果の測定及び分析について本部長に随時報告する。

(4) 装備の取扱い

隊員は、外為法上の武器を隊員以外の者に貸与し又は供与してはならない。

(5) 司令部要員との連携

隊員は、司令部要員と緊密に連携を図りつつ、業務を実施する。

(6) シナイ半島国際平和協力隊の隊長と隊員との関係

別途本部長が定める。